

南部污水22号幹線〔第2工区〕
整備事業

優先交渉権者決定基準

令和 7 年 10 月

春日井市上下水道部

目 次

第 1 総則	1
1 本書の位置づけ	1
2 選定の体制	1
3 優先交渉権者選定の考え方	1
4 審査の進め方	2
5 審査結果の公表	3
第 2 審査	3
1 参加資格審査	3
2 提案審査	3
(1) 提案書類の確認	3
(2) 提案価格の確認	3
(3) 基礎審査	3
(4) 技術審査	3
(5) 優先交渉権者及び次点候補者の選定	3
(6) 優先交渉権者の決定	3
3 提案審査の評価	4
(1) 評価手法	5

第1 総則

1 本書の位置づけ

南部污水22号幹線〔第2工区〕整備事業優先交渉権者決定基準（以下「本書」という。）は、春日井市（以下「市」という。）が南部污水22号幹線〔第2工区〕整備事業（以下「本事業」という。）の実施にあたり、本事業を実施する民間事業者の募集及び選定を行うに際し、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者、次点候補者を選定するための基準を示すものである。

2 選定の体制

提案審査は、市が設置した市職員により構成される「南部污水22号幹線整備事業者選定委員会（以下「委員会」という。）」が行い、優先交渉権者、次点候補者を選定する。

市は、委員会の選定結果を踏まえ、優先交渉権者の決定をする。

3 優先交渉権者選定の考え方

優先交渉権者の選定に当たっては、「実施体制」及び「技術提案」の観点のもと、以下に基づき審査を行う。

① 実施体制に関する審査

- ・ 企業が有する能力
- ・ 配置予定技術者の能力
- ・ 施工の安定性

② 技術提案に関する審査

- ・ 設計方針
- ・ 工事（設計・施工）計画（工期短縮に寄与する技術提案）
- ・ コスト縮減に寄与する技術提案
- ・ カーボンニュートラルに関する取組み

4 審査の進め方

本事業における優先交渉権者の決定は、公募型プロポーザル方式により、図 1-1 に示す手順で実施する。

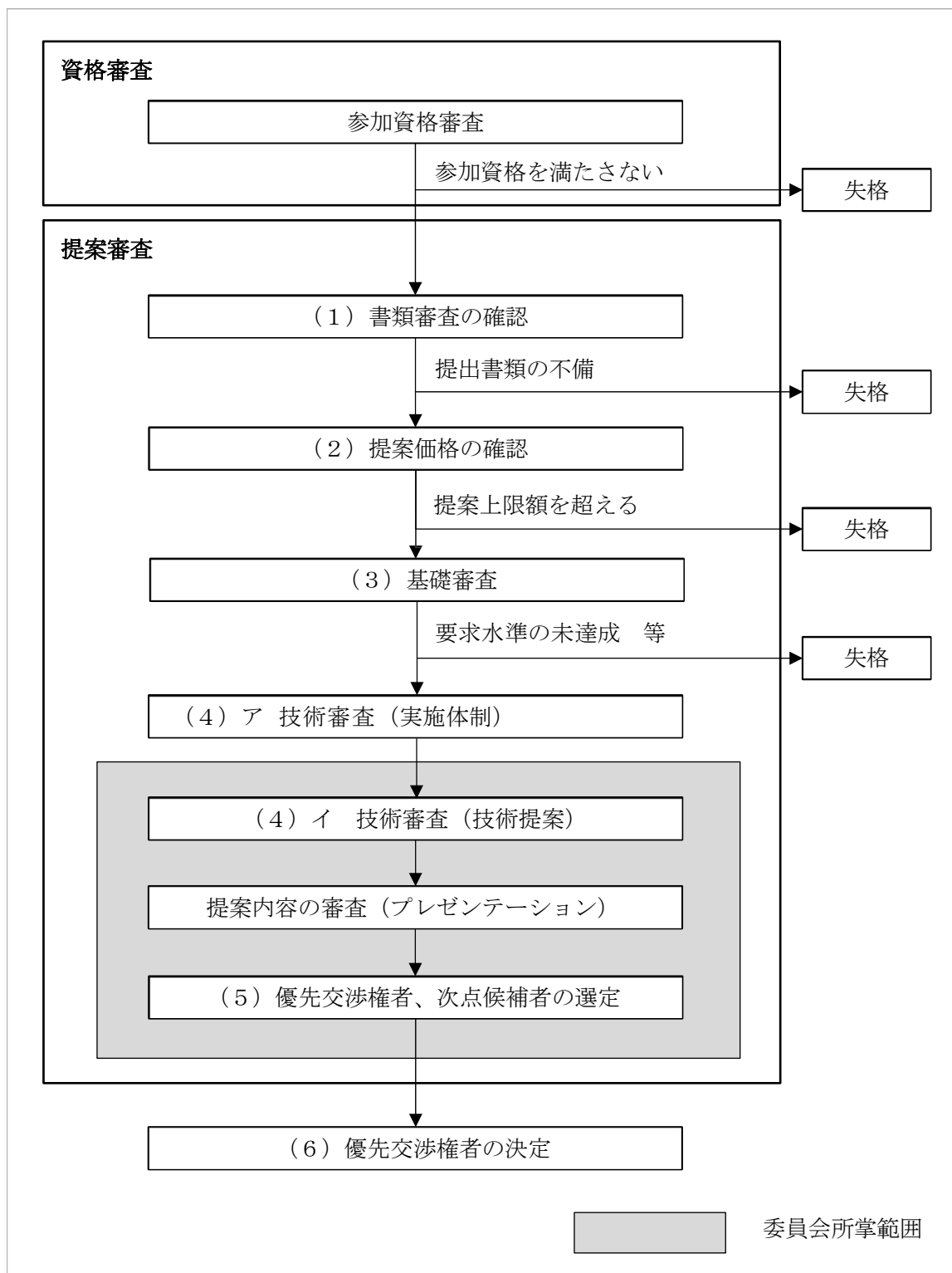


図 1-1 審査の進め方

5 審査結果の公表

参加資格審査、基礎審査、技術審査の審査結果については、各応募者の代表企業へ個別に通知する。また、必要に応じ、結果の概要について市ホームページにて公表する。

第2 審査

1 参加資格審査

資格審査は、市が応募者から提出される参加資格審査に関する書類をもとに、応募者が満たすべき参加資格要件について確認し、確認の結果を代表企業に対して通知する。参加資格を満たさない場合は、失格とする。

2 提案審査

(1) 提案書類の確認

市は、応募者に求めた提案書類がすべて揃っていることを確認する。提出書類に不備が認められた場合は、失格とする。

(2) 提案価格の確認

市は、提案価格が提案上限額を超えていないことを確認する。提案価格が提案上限額を超える場合は、失格とする。

(3) 基礎審査

市は、提案書類に記載された内容が、基礎審査項目を満たしていることを確認する。提案内容が基礎審査項目を満たさない場合は、失格とする。

基礎審査項目は、次のとおりである。

- ・ 要求水準書の要求水準に未達の無いこと。
- ・ 募集要項及び「提出書類作成要領（提案審査）」に示す提案書の作成に関する条件について違反の無いこと。

(4) 技術審査

ア 実施体制に関する審査

市は、応募者から提出された提案書類をもとに、実施体制に関する事項について審査を行い、審査項目ごとに得点を付与する。

イ 技術提案に関する審査

委員会は、応募者から提出された提案書類及びプレゼンテーション結果をもとに、技術提案に関する事項について審査を行い、審査項目ごとに得点を付与する。

(5) 優先交渉権者及び次点候補者の選定

委員会は、提案審査における総合評価点の最も高い提案者を優先交渉権者として選定し、次に高い提案者を次点候補者として選定する。総合評価点の最も高い提案が2以上ある場合は、技術提案に関する事項の得点が最も高い提案者を優先交渉権者として選定する。

(6) 優先交渉権者の決定

市は、委員会の審査結果をもとに優先交渉権者を決定する。

3 提案審査の評価

技術審査は、応募書類等の確認後、加点審査により実施することとし、市が本事業に対して応募者の創意工夫を期待する度合いを勘案して設定した表 2-1 の配点に応じて得点を付与する。

評価については、最低制限基準を提案審査の合計点数の 60%とし、60%に満たない場合は候補者、又は次点候補者として選定しない。

なお、評価項目と評価の視点及び配点については別表 1，2 を参照のこと。

表 2-1 評価項目

評価項目		配点
実施体制に関する事項		<u>50</u>
1	企業が有する能力	<u>15</u>
	管きょ整備のうち2,000mm以下かつ延長1km以上のシールド工法の施工実績（代表企業）	5
	下水道管きょ整備の施工実績（代表企業を除く構成員）	5
	管きょ整備のうち2,000mm以下のシールド工法の設計実績（設計を実施する企業）	5
2	配置予定技術者の能力（施工に係る技術者）	<u>15</u>
	管きょ整備のうちシールド工法の施工実績（現場代理人）	5
	管きょ整備のうちシールド工法の施工実績（主任（監理）技術者）（代表企業）	5
	下水道管きょ整備工事の施工実績（主任（監理）技術者）（代表企業を除く構成員）	5
3	配置予定技術者の能力（設計主任技術者）	<u>10</u>
	保有資格	5
	同種工事の設計実績	5
4	施工の安定性	<u>10</u>
	立地要件（営業拠点の所在地）（代表企業）	5
	機関認定及び表彰	5
技術提案に関する事項		<u>110</u>
1	設計方針	<u>30</u>
	設計方針	30
2	工事（設計・施工）計画	<u>60</u>
	工事概要に関する事項	20
	工事の確実性に関する事項	20
	地域住民生活への配慮	20
3	コスト縮減に寄与する技術提案	<u>10</u>
	コスト縮減に関する事項	10
4	カーボンニュートラルに関する取組み	<u>10</u>
	当該工事の建設現場におけるカーボンニュートラルの取組み	10
提案金額の妥当性		<u>40</u>
	価格	40
合計		<u>200</u>

(1) 評価手法

ア 提案に対する評価

提案については、表 2-1 に掲げる評価項目のうち、「3 コスト縮減に寄与する技術提案」の「期待される効果」項目を除き、応募者から提出された提案書類及びプレゼンテーション結果を踏まえ、表 2-2 に応じ評価を与える。

表 2-2 実施体制に関する評価基準

評価	採点基準
A	配点×1.0
B	配点×0.7
C	配点×0.3
D	配点×0.0

なお、実施体制に関する事項のうち、共同企業体を構成する代表企業を除く構成員（2 者）に関する事項については、次式に基づき評価を行う。得点化の際は、小数点第 3 位以下は四捨五入し、小数点第 2 位までを求める。

$$\begin{aligned} & \left[\text{A に該当する構成員数} \div \left[\text{対象構成員数} \right] \times \text{項目の配点} \times 1.0 \right. \\ & + \left[\text{B に該当する構成員数} \right] \div \left[\text{対象構成員数} \right] \times \text{項目の配点} \times 0.7 \\ & + \left[\text{C に該当する構成員数} \right] \div \left[\text{対象構成員数} \right] \times \text{項目の配点} \times 0.3 \\ & \left. + \left[\text{D に該当する構成員数} \right] \div \left[\text{対象構成員数} \right] \times \text{項目の配点} \times 0.0 \right] \end{aligned}$$

なお、4 施工の安定性 機関認定及び表彰 の評価項目については、共同企業体を構成する代表企業も含めた構成員（3 者）を対象とし、上記式に基づき評価を行う。得点化の際は、小数点第 3 位以下四捨五入し、小数点第 2 位までを求める。

イ 価格評価

価格については、下式に基づき得点を付与する。

なお、得点化の際は、小数点第 3 位以下は四捨五入し、小数点第 2 位までを求める。

$$\text{負担軽減率} = \frac{\text{全応募者の提案額のうち最低提案額}}{\text{提案額}}$$

$$\text{期待される効果の得点} = \text{配点} \times \text{負担軽減率}$$

別表 1 評価項目と評価の視点及び配点（実施体制に関する事項）

評価項目		評価基準		配点	
				配点	合計
1	企業が有する能力	評価要素	評価	15	50
	管きょ整備のうち外径2,000mm以下かつ延長1km以上のシールド工法の施工実績 (代表企業)	・平成27年4月1日から本事業の応募書類の提出期限までに国・都道府県、公社、事業団又は市町村が発注した管きょ整備のうち外径2,000mm以下かつ延長2km以上のシールド工法の施工実績あり	A	5	
		・平成27年4月1日から本事業の応募書類の提出期限までに国・都道府県、公社、事業団又は市町村が発注した管きょ整備のうち外径2,000mm以下かつ延長1km以上のシールド工法の施工実績あり	D		
	下水道管きょ整備の施工実績(代表企業を除く構成員)	・令和2年度から令和6年度までの春日井市工事成績評定の最高点が80点以上	A	5	
		・令和2年度から令和6年度までの春日井市工事成績評定の最高点が75点以上80点未満	B		
		・令和2年度から令和6年度までの春日井市工事成績評定の最高点が70点以上75点未満	C		
		・令和2年度から令和6年度までの春日井市工事成績評定の最高点が70点未満	D		
	管きょ整備のうち外径2,000mm以下のシールド工法の設計実績 (設計を実施する企業)	・平成27年4月1日から本事業の応募書類の提出期限までに国・都道府県、公社、事業団又は市町村が発注した管きょ整備のうち外径2,000mm以下かつ延長2km以上のシールド工法の設計実績あり	A	5	
		・平成27年4月1日から本事業の応募書類の提出期限までに国・都道府県、公社、事業団又は市町村が発注した管きょ整備のうち外径2,000mm以下かつ延長1km以上のシールド工法の設計実績あり	C		
		・実績なし	D		
2	配置予定技術者の能力 (施工に係る技術者)	評価要素	評価	15	
	管きょ整備のうちシールド工法の施工実績 (現場代理人)	・平成27年4月1日から本事業の応募書類の提出期限までに国・都道府県、公社、事業団又は市町村が発注した管きょ整備のうち外径2,000mm以下のシールド工法の施工に現場代理人として携わった実績あり	A	5	
		・平成27年4月1日から本事業の応募書類の提出期限までに国・都道府県、公社、事業団又は市町村が発注した管きょ整備のうち外径2,000mmを超え、6,000mm以下のシールド工法の施工に現場代理人として携わった実績あり	B		
		・平成27年4月1日から本事業の応募書類の提出期限までに国・都道府県、公社、事業団又は市町村が発注した管きょ整備のうちシールド工法の施工に現場代理人として携わった実績あり	C		
		・実績なし	D		
	管きょ整備のうちシールド工法の施工実績 (主任(監理)技術者)(代表企業)	・平成27年4月1日から本事業の応募書類の提出期限までに国・都道府県、公社、事業団又は市町村が発注した管きょ整備のうち外径2,000mm以下のシールド工法の施工に主任(監理)技術者として携わった実績あり	A	5	

評価項目		評価基準	配点		
			配点	合計	
		・ 平成27年4月1日から本事業の応募書類の提出期限までに国・都道府県、公社、事業団又は市町村が発注した管きょ整備のうち外径2,000mmを超え、6,000mm以下のシールド工法の施工に主任（監理）技術者として携わった実績あり	B		
		・ 平成27年4月1日から本事業の応募書類の提出期限までに国・都道府県、公社、事業団又は市町村が発注した管きょ整備のうちシールド工法の施工に主任（管理）技術者として携わった実績あり	C		
		・ 実績なし	D		
	下水道管きょ整備工事の施工実績 （主任（監理）技術者）（代表企業を除く構成員）	・ 令和2年度年から6年度に愛知県又は愛知県内の市町村等が発注した下水道管きょ整備工事の工事成績の最高点が80点以上の施工に主任（監理）技術者として携わった実績あり	A	5	
		・ 令和2年度から6年度に愛知県又は愛知県内の市町村等が発注した下水道管きょ整備工事の工事成績の最高点が75点以上80点未満の施工に主任（監理）技術者として携わった実績あり	B		
		・ 令和2年度から6年度に愛知県又は愛知県内の市町村等が発注した下水道管きょ整備工事の工事成績の最高点が75点未満の施工に主任（監理）技術者として携わった実績あり	C		
		・ 実績なし	D		
3 配置予定技術者の能力 （設計主任技術者）		評価要素	評価	10	
保有資格	・ 技術士（上下水道部門（下水道）、総合技術監理部門（下水道）、建設部門（土質及び基礎）、総合技術監理部門（土質及び基礎）のいずれか。）の資格を有する者	A	5		
	・ 日本下水道事業団法施行令第4条第1項に定める第1種技術検定又は第2種技術検定に合格し、1年以上実務経験を有する者	C			
	・ 下水道法施行令第15条のうち第1号から第6号に定める資格を有する者で、第1号から第6号に定める実務経験を有する者	D			
管きょ整備のうちのシールド工法の設計実績	・ 平成27年4月1日から本事業の応募書類の提出期限までに国・都道府県、公社、事業団又は市町村が発注した管きょ整備のうち外径2,000mm以下のシールド工法の設計に携わった実績あり	A	5		
	・ 平成27年4月1日から本事業の応募書類の提出期限までに国・都道府県、公社、事業団又は市町村が発注した管きょ整備のうち外径2,000mmを超え、6,000mm以下のシールド工法の設計に携わった実績あり	B			
	・ 平成27年4月1日から本事業の応募書類の提出期限までに国・都道府県、公社、事業団又は市町村が発注した管きょ整備のうちシールド工法の設計に携わった実績あり	C			
	・ 実績なし	D			

評価項目	評価基準		配点	
			配点	合計
4 施工の安定性	評価要素	評価	10	
立地要件（営業拠点の所在地）（代表企業）	・ 春日井市内に建設業法の「営業所」に該当する本店あり	A	5	
	・ 春日井市内に建設業法の「営業所」に該当する支店あり	B		
	・ 春日井市内に建設業法の「営業所」に該当する本店及び支店なし	D		
機関認定及び表彰（全構成員評価項目）	・ IS09001 及び IS014001 の認証取得	A	5	
	・ IS09001 の認証取得	B		
	・ 認証取得なし	D		

別表 2 評価項目と評価の視点及び配点（技術提案に関する事項）

評価項目		評価基準		配点		
				配点	合計	
1 設計方針		評価の考え方	評価	30	110	
	設計施工一括発注の特性を生かした設計方針	以下の観点のもと 4 段階評価を行う。 ・ 施工性の向上に関する提案 ・ 管きょの耐腐食性能の確保 ・ 独自技術・工法、新技術・工法の活用提案 ・ 設計・施工の連携体制	A	30		
			B			
			C			
			D			
2 工事（設計・施工）計画		評価の考え方	評価	60		
	工事概要に関する事項	以下の観点のもと 4 段階評価を行う。 ・ 提案内容の適正さ ・ 基本設計に対する理解 ・ 準備段階を含めた全体工程の妥当性 ・ 施工困難箇所の認識と対策	A	20		
			B			
			C			
			D			
	工事の確実性に関する事項	以下の観点のもと 4 段階評価を行う。 ・ 適切かつ合理的な工事手順 ・ 施工困難箇所を踏まえた工程の実現性 ・ 工期内完了の確実性	A	20		
			B			
			C			
			D			
	地域住民生活への配慮	以下の観点のもと 4 段階評価を行う。 ・ 工事着手前の近隣住民への周知等 ・ 工事中の近隣住民への対策 ・ 工事による近隣住民への損害及び苦情等の際の対応 ・ 工事用地の維持管理・復旧方針 ・ その他特に配慮すべき事項	A	20		
			B			
			C			
			D			
	3 コスト縮減に寄与する技術提案		評価の考え方		10	
		コスト縮減に関する事項	以下の観点のもと 4 段階評価を行う。 ・ コスト縮減に向けた技術導入の合理的な採否理由 ・ 提案技術のコスト縮減への妥当性及び合理性	A	10	
B						
C						
D						
4 カーボンニュートラルに関する取組み		評価の考え方		10		
	当該工事の建設現場におけるカーボンニュートラルの取組み	以下の観点のもと 4 段階評価を行う。 ・ 太陽光発電の導入 ・ 電動車の導入 ・ 再生可能エネルギー電力の調達 ・ LED照明の導入 ・ その他のカーボンニュートラルに関する取組み	A	10		
			B			
			C			
			D			